

合併処理浄化槽設置費補助制度のご案内

本市では、公共下水道事業計画区域を除いた区域における生活排水対策として、合併処理浄化槽への転換を促進しています。補助制度を活用し合併処理浄化槽へ転換をしましょう。

1 補助対象浄化槽

補助対象浄化槽は、次に示す環境配慮型浄化槽となります。

- ・放流水の総窒素濃度が 20mg/L 以下又は総燐濃度が 1 mg/L 以下の機能を有するもの
- ・次の消費電力基準を満たす環境配慮型浄化槽であること
 - (1) 消費電力基準（通常型 5 人槽 39W/h、7 人槽 55W/h、10 人槽 75W/h 以下等）
- ・その他春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に規定する機能を有するもの

2 補助金の交付対象者

公共下水道事業計画区域を除いた区域において、専用住宅（住宅部分の延べ床面積が 1/2 以上の併用住宅を含む。）で合併処理浄化槽に転換しようとする個人の方（販売や賃貸を目的とした建物など、条件により対象外となるものがありますので、あらかじめご確認ください。）。

3 補助金の対象となる工事

浄化槽本体及び送風機等付属品費、据付及び電気工事費、試運転調整費等が補助金の対象となります。また、転換に伴う配管工事費や単独処理浄化槽撤去費も補助金の対象となります。

4 補助金の限度額

設置・配管・撤去に必要な経費に対する補助限度額は下表*のとおりです。

区分	人槽	補助交付限度額	
		公共下水道事業計画区域(雨水整備のみの事業計画区域を除く。)を除いた区域	
		①重点区域	②重点区域以外
(1) 建替・増改築 建築確認申請を伴う工事の場合	5人槽	80,000円	
	7人槽	110,000円	
	10人槽	140,000円	
(2)-1 単独処理浄化槽・ くみ取り便槽からの 転換 及びそれに伴う 配管工事費	5人槽	660,000円	530,000円
	7人槽	890,000円	720,000円
	10人槽	1,110,000円	910,000円
(2)-2 単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換に伴う 撤去費 ((2)-1 に加算)		120,000円	

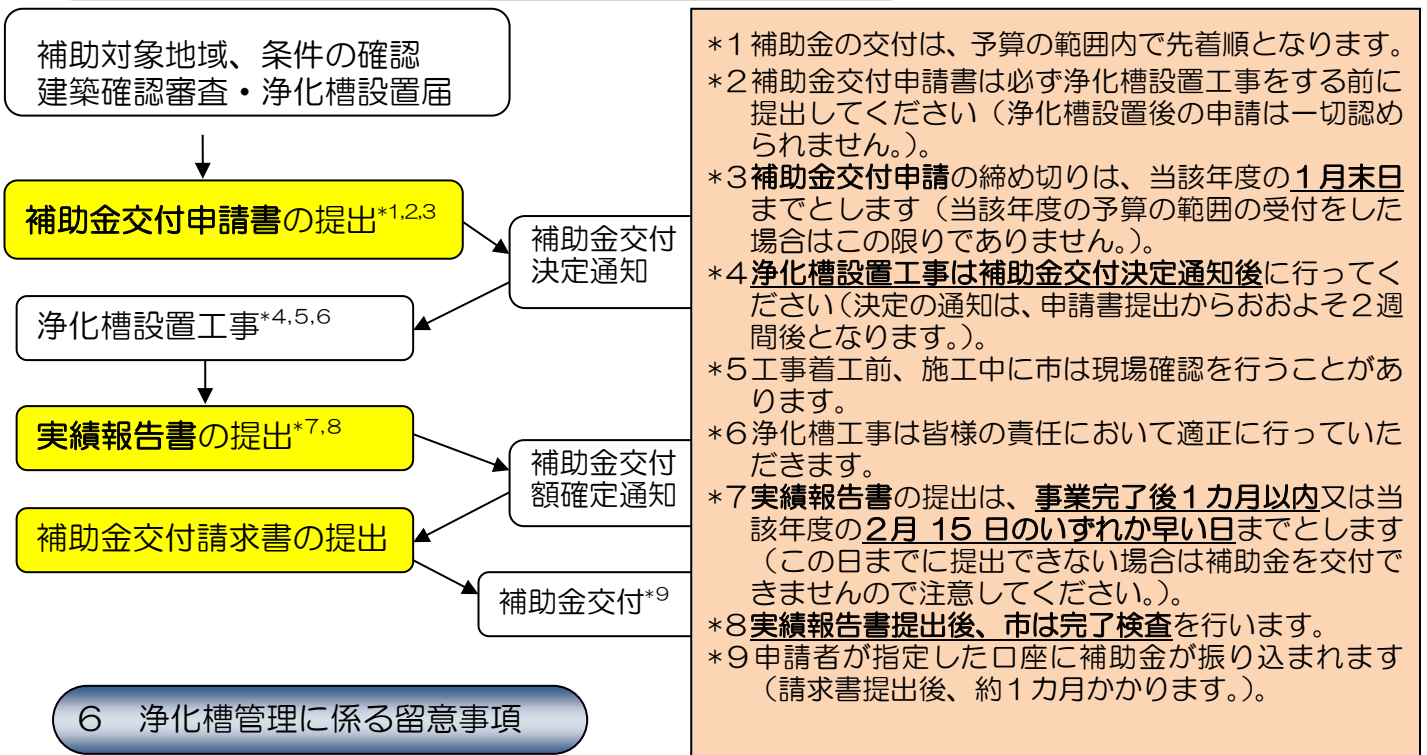
*設置費に対する補助割合は 8 割、配管工事費と撤去費は 10 割です。

* (2)-1 における限度額の内訳は、配管工事費の上限が 30 万円、設置費の上限が各限度額から 30 万を引いた額となります。

* 転換とは、現在使用されているくみ取り便槽、単独処理浄化槽の使用を廃止し、合併処理浄化槽を設置することをいいます。

* 補助対象となる浄化槽の人槽の算定は、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302：2000）によるものとし、この人槽の限度額を上限値とします（浄化槽の人槽は住宅の延べ面積のみで決定されるものではありません。）

5 補助金申請の手続きの流れ及び申請に係る注意事項



6 浄化槽管理に係る留意事項

① 浄化槽の保守点検について

保守点検では、浄化槽の稼働状況を調べ、その調整や消毒剤の補充等が行われます。

点検回数については、浄化槽法で定められており、一般的な処理方式である分離接触ばっ気方式（20人槽以下）では4カ月に1回以上の点検が必要となります。保守点検は定められた頻度で行い、愛知県の登録を受けた保守点検業者に委託してください（保守点検業者については、愛知県尾張県民事務所環境保全課 Tel052-961-7211にお問い合わせください。）。

② 浄化槽の清掃について

浄化槽は使用する過程で必ず汚泥が発生します。この汚泥を浄化槽から引き抜き、付属装置等を洗浄したり、清掃したりする必要があり、年1回以上（全ばっ気式の浄化槽は6カ月に1回以上）の実施が義務付けられています。清掃は市の許可を受けた次の清掃業者に委託してください。

【清掃許可業者】

尾張衛生保繕株式会社（Tel51-1729）

株式会社サン春日井（Tel83-4757）

株式会社環境衛生（Tel32-7575）

③ 法定検査について

浄化槽の適正な設置と維持管理を確認する必要性から水質に関する検査が義務付けられています。検査は浄化槽を使い始めてから3～8カ月の間に1回、その後は年1回必要となります。法定検査は県が指定する次の検査機関に委託してください。

【法定検査機関】 愛知県浄化槽協会 春日井業務所（Tel53-3721）

7 その他

雨水流出抑制を図るとともに、雨水の有効利用を行うことを目的に、不要となる浄化槽を転用して雨水貯留施設にする設置者に対し、転用に係る工事費を補助します。詳しくは、春日井市河川排水課（Tel 85-6361）にお問い合わせください。

【問合せ・申請先】

春日井市環境部環境保全課 環境監視担当

電話 0568-85-6217

ファックス 0568-84-8731

E-mail hozen@city.kasugai.lg.jp